

# 避難行動ガイド

町では、皆さんの生命に危険が及ぶと判断した場合、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令し、皆さんに避難を促します。避難勧告等が発令するときは、様々な状況を総合的に判断して発令します。

## 避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。

屋外が安全で移動できる状態のとき			屋外が危険な状態のとき
指定避難所・指定緊急避難場所への移動。	警戒区域等内の自宅などから安全な場所への移動。(公園、親戚や友人の家など)	近隣の強固で高い建物などへの移動。	建物内の安全な場所での待避。(家屋内での垂直避難) <small>やむを得ず、家屋内に留まった場合、安全を確保する避難行動として、洪水対策では建物の2階以上高いところへ、土砂災害対策では、斜面と反対方向の高い階への移動が有効です。</small>

### 避難勧告等の種類と、住民の皆さんの対応

避難勧告等は、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難勧告」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

区分	立ち退き避難など住民の皆さんの行動
避難指示(緊急)	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告を行った地域のうち、立ち退き避難がまだの人は、直ちに立ち退き避難をする。</li> <li>立ち退き避難をすることが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li> </ul>
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常時持出品を持って、立ち退き避難をする。</li> </ul>
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に注意を払い、立ち退き避難の必要について考える。</li> <li>立ち退き避難が必要と判断した場合は、その準備と立ち退き避難をする。</li> <li><b>要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人と、その支援者)は、この段階で立ち退き避難をする。</b></li> </ul>

※「自主避難」とは・・・避難勧告等を待たず、自主的に避難施設、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食料、飲み物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続けていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫時の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れるなどの行動(自主避難)をとることが命を守ることになります。



避難の際には、ご近所にも声をかけあい、地域で協力し合う避難を心がけましょう。



お年寄りや体の不自由な方などの避難に協力しましょう。



インターネット・気象庁ホームページ



テレビ・ラジオ

## 大雨のとき

河川の近くや、土砂災害のおそれがある区域において、町が設定している基準に達した場合に、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。また、短時間に大雨が想定される場合には、避難準備・高齢者等避難開始が発令されずに避難勧告、避難指示(緊急)が発令される場合もあります。



## 地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。

※直ちに指定避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



## 火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。



## その他

その他災害が発生するおそれがあるときに避難勧告、避難指示(緊急)を発令します。